

- 制定・改廃の概要 -

条例・規則名 東京における自然の保護と回復に関する条例施行規則の一部を改正する規則

公布年月日・番号 平成14年12月27日・東京都規則第301号

1 概要

建築基準法等の一部を改正する法律（平成14年法律第85号）が、平成14年7月12日公布され、平成15年1月1日から施行されることとなったことに伴う関係規定の整備である。その概要は次のとおりである。

- (1) 地区計画制度の見直しに伴い、東京における自然の保護と回復に関する条例施行規則（以下「規則」という。）で引用している旧「再開発地区計画」が地区計画の「再開発等促進区」に移行することとなったため所要の改正を行う（別表第2のア及び備考3並びに別表第4のア）。
- (2) 総合設計制度と一団地認定制度の申請手続を一本化する制度が追加されたことに伴い、規則で引用している「総合設計制度等」の定義の内容を変更する（別表第2の備考2）。

2 施行期日

平成15年1月1日

3 問い合わせ先

環境局自然環境部計画課管理係

直通電話 03(5388)3539

都庁内線 42-611